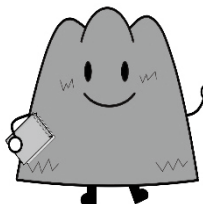


【令和4年度】

償却資産(固定資産税)

申告の手引



提出期限 令和4年1月31日(月)

●令和4年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の提出をお願いします。

/// お知らせ ///

- ☆資産がない場合または資産の増減がない場合も提出してください。
- ☆廃業、転出等があった場合は、申告書の備考欄に記載してください。
- ☆郵送で提出される場合、手引きの裏表紙に印刷している宛名ラベルを切り取ってご利用ください。
- ☆申告書の控え(受付印を押印したもの)の返送が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

償却資産に関する詳細は本市のホームページに掲載していますので、ご参考としてください。

飯塚市 償却資産

検索



飯塚市

1 償却資産とは

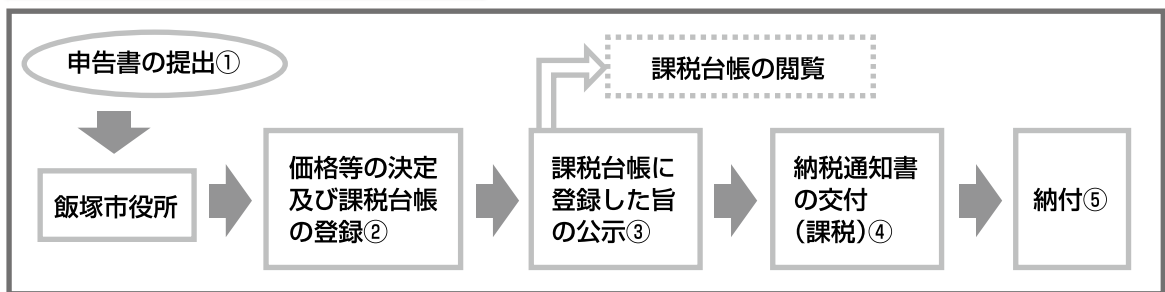
会社や個人の方が事業を営むために用いている構築物・機械・器具・備品等の有形固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。

一般的には、法人税法又は所得税法の規定による、減価償却の対象となる資産をいいます。

2 申告していただく方

個人や法人で事業を営んでいる方(農業のほか、駐車場やアパートなどの賃貸も含む)で、1月1日現在に飯塚市内に償却資産を所有している方です。資産の多少にかかわらず、1月1日現在の所有状況を1月31日までに申告することが義務付けられています。(地方税法第383条)

3 申告から課税までの流れ



4 申告の対象となる資産

種 類	対 象 資 産 の 例 示
1. 構 築 物	門、塀(フェンス)、舗装路面、街路灯、広告塔、煙突、簡易間仕切り、庭園、緑化施設 等
2. 機 械 及 び 装 置	加工機械、製造機械、運搬機械(コンベア、クレーン等)、土木機械(ブルドーザー、パワーショベル等自走式機械等)、ガソリンスタンド設備 等
3. 船 舶	モーターボート、漁船、貨物船 等
4. 航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5. 車 両 及 び 運 搬 具	貨車、客車、大型特殊自動車 等
6. 工 具、器 具 及 び 備 品	事務机、椅子、ロッカー、応接セット、じゅうたん、コピー機、レジスター、陳列ケース、棚、冷暖房機器、各種自動販売機、医療機器、理容・美容機器、測定工具、パソコン等OA機器、ネオンサイン、看板、金庫、冷蔵庫、厨房用品、テレビ、電話・通信機器 等

※ 以下のような資産も課税対象となりますので申告の必要があります。

- ① 簿外資産であるが事業の用に供することができるもの
- ② 耐用年数を経過し(減価償却済)、帳簿上残存価額のみが計上されている資産
- ③ 建設仮勘定で経理されている資産のうち、事業の用に供することができる状態にあるもの
- ④ 遊休資産、未稼働資産であるが、いつでも事業の用に供することができる状態にあるもの
- ⑤ 赤字決算等のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産

5 申告しなくてよい資産

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
※大型特殊自動車(フォークリフト、ロード・ローラー、ショベル・ローダー、ホイール・クレーン等、9、90～99、900～999、0、00～09、000～099ナンバー)については償却資産ですので、申告が必要です。
- ② 無形減価償却資産(ソフトウェア、鉱業権、商標権など)
- ③ 耐用年数が1年未満であるもの
- ④ 生物(ただし、観賞用、興行用の生物は申告が必要)
- ⑤ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項に規定するリース(所有権移転外リース及び所有権移転リース)資産で取得価額が20万円未満のもの

《参考》 取得価額が少額である償却資産の申告は、税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なります。(下表参照) ○=申告対象、×=申告対象外

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例 ※1	○	○	○	
一時損金算入 ※2	×			
3年一括償却 ※3	×	×		

※1 租税特別措置法第28条の2、第67条の5の規定によるもの
(少額減価償却資産の取得価額の必要経費・損金算入の特例)

※2 法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条の規定によるもの

※3 法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項の規定によるもの

6 リース資産について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人(会社)に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している人(会社)に申告していただく場合があります。大きく分類するとリース資産の契約内容に応じた償却資産の申告は次のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
【通常の賃貸借によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合	× (申告不要)	○ (申告が必要)
【実際の売買にあたるようなリース資産】 リース後に資産が使用者の所有物となるような場合	○ (申告が必要)	× (申告不要)

※平成20年4月1日以後に契約を締結した「所有権移転外ファイナンスリース」については、所得税・法人税における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税(償却資産)においては、これまでどおり所有者である賃貸人(リース会社)が申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以後に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額20万円未満の資産は、申告対象外です。

7 業種別の主な償却資産

業 種	課税対象となる主な償却資産の例示
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、内装、庭園、井戸、屋外給排水設備、屋外電気設備、看板（広告塔、案内板、ネオンサイン、行名文字など）、自動販売機、路面舗装、ブラインド・カーテン、LAN設備、太陽光発電設備など
製 造 業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機など
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、裁断機など
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く）、大型特殊自動車、発電機など
娛 楽 業	パチンコ器、パチンコ器取付台、自動玉貸機、自動玉磨機、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設備など
料 理 飲 食 店 業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など
小 売 業	陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付の物を含む）、日よけなど
理 容・美 容 業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、消毒滅菌機、パーマ機、サインポールなど
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、医療用ガス設備、吸引設備など）
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
不 動 産 貸 付 業	受変電設備、門、塀、フェンス、緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装、自転車置場工事、浄化槽など
駐 車 場 業	受変電設備、塀、フェンス、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）、駐車場料金自動計算装置など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防火塀、地下タンクなど
諸 芸 師 匠 業	楽器、花器、茶器、衣装など
農 業 畜 産 業・養 殖 業	ビニールハウス、ボイラー、電動機、歩行型トラクター、田植機、脱穀機、消毒機、清浄機、井戸、コンバイン、堆肥舎など

※ この表以外にも償却資産の対象となるものがありますので、対象となるかどうかご不明な場合は
お問い合わせください。

8 家屋の附帯設備（建築設備）における家屋との区分

家屋の附帯設備で償却資産の対象となる資産については、下の表の例示を参考にしてください。家屋との区分の判断が困難な場合は、お問い合わせください。 ※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家 屋	償 却 資 産	家 屋	償 却 資 産	
建 築 工 事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○	
電 気 設 備	受 変 電 設 備	設備一式		○		○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○	
	中央監視設備	設備一式		○		○	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			○		○
		屋内設備一式	○				○
	電力引込設備	引込工事		○		○	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			○		○
		上記以外の設備	○				○
	電 話 設 備	電話機、交換機等の機器			○		○
		配管・配線、端子盤等	○				○
	L A N 設 備	設備一式			○		○
		放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
	放 送 ・ 拡 声 設 備	配管・配線等	○				○
		インターホン設備	集合玄関機等		○		○
	上記以外の設備		○				○
	監視カメラ(TV)設備	受像機(テレビ)、カメラ			○		○
配管・配線等		○				○	
避 雷 設 備	設備一式	○				○	
火災報知設備	設備一式	○				○	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			○		○
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等) 中央式給湯設備	○				○
	ガ ス 設 備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			○		○
屋内の配管等		○				○	

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
給排水衛生設備	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
			冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎

※ 家屋とは、一般的に屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。

※ 自己所有の家屋内における事務室等の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、空調・ガス配管等は家屋の評価対象であり、償却資産ではありません。しかし、特定の生産又は業務を行うための給排水・ガス・エアー等の各種配管や動力源、熱源等の電気配線、照明設備及びその附属設備等は償却資産になります。

(例：工場内における製造用機械を動かすための動力配線、機械や製品を冷却するための設備、工業用水道配管や汚水処理設備)

9 家屋の附帯設備を償却資産として取り扱う特別な場合

家屋の附帯設備のうち、家屋の所有者以外の者(テナント入居者等)がその事業の用に供するために取り付けたものについては上記の区分に関わらず、その資産の所有者であるテナント入居者等に申告義務があります。このように、テナント入居者等の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該資産を取り付けた者(テナント入居者等)を所有者とし、家屋の附帯設備を償却資産として申告する必要があります。

10 国税との主な違い

項 目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税(法人税・所得税)の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	暦年(賦課期日制度)	事業年度(決算期)
減 価 償 却 の 方 法 (注1)	定率法(固定資産税定率法)一般の資産は固定資産評価基準別表15に定められた減価率を用いる(法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様)	建物以外の一般の資産は定率法・定額法の選択制 〔定率法の場合〕 H24.4.1以降取得分 「200%定率法」 H19.4.1～H24.3.31取得分 「250%定率法」 H19.3.31までの取得分 「旧定率法」
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度 (注2)	認められません	認められます
特別償却・割増償却 (租 税 特 別 措 置 法)	認められません	認められます
増 加 償 却 (所得税法・法人税法)	認められます	認められます
評 価 額 の 最 低 限	取得価額の100分の5	備忘価格(1円)
改 良 費	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分、一部合算も可
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例	認められません	認められます

(注1) 法人税等減価償却の方法は平成19年4月1日以降に取得した資産については、定額法・定率法のいずれかを、平成19年3月31日までに取得した資産については、旧定額法・旧定率法のいずれかを適用してもよいとされていますが、固定資産税では、取替資産等を除き全て旧定率法で評価し、取得価額の5%が最低限度額となります。

(注2) 圧縮記帳の制度は認められないので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したもののについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

11 税額等の算出方法について

《評価額の算出方法》

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価格及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

- ① 前年中に取得した資産 取得価額×A
 ② 前年前に取得した資産 前年度評価額×B
 ③ 前年前に取得した償却資産で新たに課税されるもの 取得価額×A×Bⁿ⁻¹

※A及びBは、減価残存率表に掲げる耐用年数に応ずるA欄及びB欄の減価残存率をいいます。

※nは、「評価額を求める年度」-「取得年次」の算式によって求められる年数をいいます。

※算出した評価額が取得価格の5%を下回る場合は、取得価格の5%の額が評価額となります。

《税額の算出方法》

課税標準額に基づき、税額を算出します。

課税標準額は、各資産の評価額を合算した額(決定価格)です。

$$\text{課税標準額(1,000円未満切り捨て)} \times \text{税率(100分の1.4)} = \text{税額(100円未満切り捨て)}$$

※課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

<別表> 減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの A	前年前取得のもの B		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
2	0.658	0.316	13	0.919	0.838	24	0.954	0.908
3	0.732	0.464	14	0.924	0.848	25	0.956	0.912
4	0.781	0.562	15	0.929	0.858	26	0.957	0.915
5	0.815	0.631	16	0.933	0.866	27	0.959	0.918
6	0.840	0.681	17	0.936	0.873	28	0.960	0.921
7	0.860	0.720	18	0.940	0.880	29	0.962	0.924
8	0.875	0.750	19	0.943	0.886	30	0.963	0.926
9	0.887	0.774	20	0.945	0.891	35	0.968	0.936
10	0.897	0.794	21	0.948	0.896	40	0.972	0.944
11	0.905	0.811	22	0.950	0.901	45	0.975	0.950
12	0.912	0.825	23	0.952	0.905	50	0.977	0.955

～実地調査のご協力のお願い～

地方税法第353条及び地方税法第408条の規定に基づき、償却資産の申告が適正に行われているかを確認するため、償却資産の調査を実施しています。必要な帳簿類や参考書類の提出を求めたり、資産にかかる調査を行いますので、その際にご協力をお願いいたします。

また、調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合は、資産の取得年次に応じて現年度だけでなく過年度についても価格や税額を変更することになりますので、あらかじめご了承ください。

12 太陽光発電設備等（再生可能エネルギー発電設備）について

家屋の屋根・土地等に10キロワット以上の太陽光パネルを設置して、売電する場合には、設置した太陽光パネル等の設備は固定資産税(家屋または償却資産)の対象となります。下表に基づいて、償却資産に該当するそれぞれの設備を所有されている方は固定資産税(償却資産)の申告をお願いします。

〔太陽光発電設備等に係る固定資産税の課税内容〕

設置方法		太陽光発電設備					
		太陽光パネル	架台(レール)	接続箱	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計
太陽光パネルを家屋の屋根材として設置		家	家	償	償	償	償
太陽光パネルを架台に乗せて屋根に設置		償	償	償	償	償	償
太陽光パネルを家屋の屋根材として設置するとともに、カーポートや庭など、家屋以外の場所にも設置	屋根	家	家	償	償	償	償
	家屋以外	償	償	償	償	償	償
太陽光パネルを屋根に架台に乗せて設置するとともに、カーポートや庭など、家屋以外の場所にも設置	屋根	償	償	償	償	償	償
	家屋以外	償	償	償	償	償	償
太陽光パネルを屋根以外の場所に設置		償	償	償	償	償	償

家…固定資産税（家屋）に該当し申告は不要 償……固定資産税（償却資産）に該当し申告が必要

～過年度への遡及等について～

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで遡及することとなります。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年を限度とします。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期(飯塚市では5月、7月、9月、11月)とは異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。

13 先端設備等導入計画に基づき新たに取得した資産に係る課税標準の特例について

中小事業者等が令和5年3月31日までに、先端設備等導入計画に基づき取得した対象資産について、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年間、固定資産税の課税標準がゼロとなる特例が適用されます。

対象者：資本金額1億円以下の法人や従業員数1000人以下の個人事業主等で、先端設備等導入計画の認定を受けた事業者(大企業の子会社は除く)

対象設備：先端設備等導入計画に基づき取得した資産で次の要件を満たすもの

設備の種類	用途又は細目	最低価格(1台1基又は一の取得価格)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備	全て	60万円以上	14年以内
構築物	全て	120万円以上	14年以内
事業用家屋	取得価額120万円以上で、取得価額300万円以上の先端設備等とともに導入された家屋		

その他要件

- ① 償却資産として課税され旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの(中古資産は除く)
- ② 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること

提出書類

- ① 先端設備等導入計画の認定申請書(写)及び先端設備等導入計画の認定書(写)
- ② 工業会等による生産性向上に係る要件を満たすことの証明書(写)
(中小企業等経営力強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書)
※所有権移転外リース等に伴い資産を所有するリース会社が中小業者等に代わって特例の適用を申告する場合
- ③ リース契約書(写)
- ④ 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書(写)
※先端設備等導入計画に基づいて取得した新規設備の固定資産税の課税標準の特例の拡充により、対象設備及び資産の取得年月日に変更があります。

14 償却資産申告書の書き方

(1) 「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の各欄の記載のしかた

令和 年 月 日		令和 年度		所有者コード	
受付印		飯塚市長殿		償却資産申告書(償却資産課税台帳)	
所 有 者	1 住所 <small>又は納税通知所 第 一 部 宛</small>	2 氏名 <small>法人にあつては その名称及び代表者 の氏名</small>	3 個人番号又は法人番号	8 短縮耐用年数の承認	有・無
			4 事業種目 <small>(資本金等の額) 百万円</small>	9 増加償却の届出	有・無
			5 事業開始年月	10 非課税該当資産	有・無
			6 この申告に定する 者の氏及び住所	11 課税標準の特	有・無
			7 税理士等の氏名	12 特別償却又は圧縮記録	有・無
				13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
				14 青色申告	有・無
資産の種類				15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地	
取得価額の取得したもの(イ)				①	
取得価額の減少したもの(ロ)				②	
取得価額の取得したもの(ハ)				③	
取得価額の減少したもの(ニ)				16 借用資産 (有・無)	
1 構築物	10	11	12	13	7
2 機械及び装置					
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品					
7 合計					
資産の種類				17 事業所用家屋の所有区分	
評価額 (イ)				8 自己所有・借家	
決定価格 (ロ)				18 備考(添付書類等)	
課税標準額 (イ)				9	
1 構築物					
2 機械及び装置					
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品					
7 合計					

第二十六号様式(提出用)

番号	記載のしかた
1	記載する必要はありません。 送付した申告書にはあらかじめ記載しています。
2	法人の場合 本店所在地を記載してください。本店以外に納税通知書等の送付を希望される場合は、その住所を()書きで併記してください。法人名、代表者名を記載してください。 個人の場合 所有者の住所(住民登録地等)氏名・ふりがなを記載してください。屋号があれば記載してください。
3	個人番号又は法人番号を記入してください。
4	事業の内容等を具体的に記載してください。この申告に直接応答される方及び税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
5	該当する方を○で囲んでください。 ※「短縮耐用年数の承認」、「増加償却資産の届出」で有に該当する場合はその写しを添付してください。 ※非課税に該当する資産の価格等は、この申告に含めないでください。
6	事業所等資産の所在地を記載してください。 また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記載し、その主たる番号を○で囲んでください。

番号	記載のしかた
7	該当する方を○で囲んでください。 借用資産がある場合には貸主の名称等を記載してください。
8	該当する方を○で囲んでください。
9	次のような事項を記載してください。 ・資産の増減の有無、該当資産の有無 ・廃業、移転等の年月日 ・所在地変更(旧所在地) ・各種承認、届出書、非課税、特例、評価額の補正減免等添付書類について ・その他この申告について参考となる事項等
10	前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。 (前年度の申告状況を記入しています。)
11	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
12	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
13	((イ)前年前に取得したもの) - ((ロ)前年中に減少したもの) + ((ハ)前年中に取得したもの)によって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
14	記載する必要はありません。ただし、電子計算処理による申告を行う場合は、記入してください。

(2) 「課税台帳兼種類別明細書」の各欄の記載のしかた

申告年度及び所有者名を記載してください。(所有者コードは記載する必要はありません)

令和 ○ 年度

※ 所有者コード		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		1	税のり	
														1	枚目	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			(イ)取得価額	耐用年数	減価残存率	※(ハ)評価額	※(ハ)課税標準の特例		※(ハ)課税標準	増加事由	摘要
					年号	年	月					率	コード			
01	1		コンクリート舗装	1	3	61	1	1,500,000	15	0.						
02	2		機械リース	1	4	6	0	1,200,000	8	0.						令和○年度廃業
03	6		パソコン	1	4	11	8	1,000,000	4	0.						令和○年一部廃業
04				3				750,000		0.						
05	6		コピー	1	4	△	12	1,000,000	5	0.					4	申告漏れ
06	6		パソコン	1	5	○	5	200,000	4	0.	781				1	
07									0.							
08									0.							
09									0.							
10									0.							
11									0.							
12									0.							
13									0.							
14									0.							
15									0.							
16									0.							
17									0.							
18									0.							
19									0.							
20									0.							
				小計												

注意：「増加事由」・・・1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受入れ 4 その他 のいずれかに○印を付けてください。

① 全部減少の場合

「資産の名称等」から「耐用年数」まで行全体に取消線を引き、摘要欄に除却年と理由を記入してください。(例 令和〇年廃棄)

② 一部減少の場合

欄	記載のしかた
数量	「数量」に取消線を引き、前年中に減少した資産の数量を差し引いた後の数量を記載してください。
取得価額	「取得価額」に取消線を引き、前年中に減少した資産の取得価額を差し引いた後の取得価額を記載してください。
摘要	除却年と理由を記入してください。

③ 増加の場合

種類別明細書の空白行に次の要領で記載してください。

欄	記載のしかた
資産の種類	<u>1.構築物、2.機械及び装置、3.船舶、4.航空機、5.車両及び運搬具、6.工具、器具及び備品</u> の資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。
資産コード	記載する必要はありません。
資産の名称等	資産の名称、規格等を記載してください。
数量	資産の数量を記載してください。
取得年月 (年号、年、月)	資産を実際に取得した年月を記載してください。 なお、年号については、 <u>1.明治、2.大正、3.昭和、4.平成、5.令和</u> とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。
取得価額	当該資産の取得価額を記載してください。 なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。)をいいます。また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、 <u>償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。</u>
耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記載してください。 なお、中古資産について、見積耐用年数によってはその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によってはその耐用年数を記載してください。 <u>短縮耐用年数を適用している場合は、必ず「耐用年数の短縮承認通知書」の写を添付してください。</u>

欄	記載のしかた
減価残存率	P7別表の「減価残存率表」により耐用年数に応ずる減価残存率を記載してください。
評価額	記載する必要はありません。 ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、P7の《評価額の算出方法》により計算した価額を記載してください。 増加償却、陳腐化償却又は評価額の補正の適用を受ける資産については、通常の控除額にこれらの償却等を行ったことによる控除額を加算して評価額を算出してください。
課税標準の特例 (率・コード)	次の例のように記載してください。コードの記載は必要ありません。 (例) 1/12の特例→112 2/3の特例→203
課税標準額	記載する必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、個別の資産に係る決定価格(償却資産申告書の「決定価格(ト)」欄の額に算入されている額)を記載してください。 なお、課税標準の特例の適用を受ける資産については、当該決定価格に特例率を乗じて得た額を記載してください。
増加事由	資産が増加したことについて、 1.新品取得、2.中古品取得、3.移動による受け入れ、4.その他 のうち、該当する番号を記載してください。
摘要	次のような事項を記載してください。 ・課税標準の特例がある資産について、その適用条項(例：法第349条の3第1項) ・耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示 ・短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示 ・増加償却を行っている資産についてはその旨の表示 ・異動事由欄が4.その他に該当する場合、「申告もれ」等、その事由 ・その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

※マイナンバー制度の導入について

個人番号を記載した申告書を提出する際は、成りすましを防止するため、本人確認書類を提示していただく等の本人確認措置が必要となります。「個人番号カード」か、「通知カード」と「本人確認書類*」を忘れずにお持ちください。

*運転免許証・写真付き住基カード、在留カード・身体障がい者手帳・パスポートなど

15 申告をしなかった場合や、虚偽の申告をした場合について

正当な理由がなく申告されなかった場合には、地方税法第386条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収することがあります。また、虚偽の申告をされた場合には地方税法第385条の規定により罰金等を科されることがあります。

償却資産Q & A

- Q 毎年、税務署へ確定申告をしています。市へも申告する必要がありますか？**
- A 確定申告における減価償却費の内容の一部などが、固定資産税の償却資産となります。自己申告制度となりますので、税務署への提出とは別に申告が必要となります。
- Q 減価償却をしていない資産は申告の対象になりますか？**
- A 現実に減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば、償却資産として申告の対象になります。
- Q 免税点未満でも償却資産の申告は必要ですか？**
- A 免税点未満であっても1月1日現在において償却資産を所有している方は、申告をしなければなりません。
- Q 工場移転のため、一時的に稼働を停止している資産（移転後に稼働を再開する予定）は、申告する必要がありますか？**
- A 申告する必要があります。一時的に稼働を停止していたり、メンテナンス等を行えば使用できる状態にある遊休資産や、将来的に使用予定のある未稼働資産は、それが事業の用に供する目的をもって所有され、事業の用に供することができる状態にあれば、償却資産本来の機能を喪失したものではないため、申告の対象になります。
- Q 減価償却が終わったもの（耐用年数が過ぎた資産）は、除却していいですか？**
- A 耐用年数が過ぎて減価償却が終わった資産であっても、現在事業用に使用している場合は、償却資産として申告が必要です。廃棄、譲渡等の処分をしない限り、取得価格の5%の残存価格が残ります。
- Q 償却資産の取得価額を算定する場合、消費税についてはどのように取り扱えばよいですか？**
- A 税務会計上で採用している経理方式によることとなります。法人税または所得税において、税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない金額となり、税込方式を採用している場合は消費税を含んだ金額で申告いただくこととなります。
- Q 家庭用にも事業用にも使用する備品類は、償却資産に該当しますか？**
- A 事業用にも使用される限り、償却資産に該当します。これは、事業用に使用される割合が家屋用に使用される割合よりも小さい場合であっても同様です。
- Q 誤った内容で申告したとき、どうすればよいですか？**
- A 修正申告をお願いします。修正申告の内容に応じて、税額を修正します。なお、申告書の上部余白に「修正申告」である旨を朱書きして申告してください。

申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください！

本市では電子申告サービス「eLTAX(エルタックス)」を利用した市税の電子申告等の受付を行っています。

- ◆インターネットを利用して、自宅やオフィスなどから申告書の手続きを行うことができます。
- ◆利用届出（新規）を提出後、電子申告を利用することができます。

eLTAXのご利用開始・利用方法はeLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

●ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp>

●電話：0570-081459(ハイシンコク)

16 申告書の提出先及びお問い合わせ先

飯塚市 行政経営部 税務課 固定資産税係

〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号

TEL(0948)22-5500(内線1052~1056) FAX(0948)25-0560

↓この部分を切り取り、申告書郵送封筒への貼付にご利用ください。

〒820-8501

飯塚市新立岩5番5号

飯塚市役所税務課固定資産税係

(償却資産担当行)

申告書のご提出の前に…

- 申告書に連絡先を記入していますか。
- 申告書に資産所在を記入していますか。
- 増額資産の耐用年数を記入していますか。
- 控えの返送をご希望の場合、切手を貼った返信用封筒を同封されていますか。